

処遇改善加算にかかる「見える化」要件について（情報公開）

令和6（2024）年6月の介護報酬改定において今までの加算が一本化され、新加算である「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当法人では、職員の賃金体系の整備、計画的な研修機会の提供など職場環境整備を行い、事業所において加算の算定要件を満たしていることから、介護職員等処遇改善加算を取得しています。

介護職員等処遇改善加算の算定要件のひとつ「見える化要件」に基づき、介護職員等処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を、下記に公表します。

事業所名	介護職員等処遇改善加算
認知症対応型共同生活介護 グループホームたわら	I
共用型認知症対応型通所介護	I

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
入職推進に向けた取り組み	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための 施策・仕組みなどの明確化	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保、法人内の実務者研修施設への受講支援 認知症実践者研修・リーダー研修への費用負担
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族当の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児所施設の整備	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 有給休暇が取得しやすい環境の整備 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 グループ内に保育所・病児保育園を開設
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボット やセンサー等の導入による業務量の縮減	高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備